

【電子契約】事業者様向けQ&A

	質問	回答
1	電子契約で法的有効性に問題はないのか？	契約締結の方式は書面以外にも、電子文書によるクラウド上での契約締結なども可能であり、このたび米子市が導入するクラウドサインによる契約締結も当然適法なものです。
2	電子契約を利用する場合、事前にソフトのインストールやアカウントの取得などの事前準備が必要か？	受信側でのインストール作業や事前準備などは不要です。
3	電子契約の場合、印紙税は不要なのか？	印紙税は不要です。2023年3月現在において、印紙税は紙で契約締結した場合にのみ発生するものであり、「電磁的記録」により契約締結した場合には、印紙税は発生しないものとされています。
4	契約の種類にかかわらず、全ての契約が電子契約の対象か？	書面で行うことが法令等で規定されているものは除き、全ての契約が対象となります。
5	今後は必ず電子契約で契約を締結しなければいけないのか？	事業者様が電子契約を利用した契約締結に同意されない場合は、従来どおり紙の契約書で契約させていただくこととなりますが、時間や経費の節減にもつながりますので、電子契約の利用をご検討いただきますようお願いいたします。
6	電子契約を利用する場合、どのような手続が必要か？	契約締結前に、米子市担当者から、電子契約サービスのご利用に同意いただけるかどうかの意思確認をさせていただきます。同意いただける場合、メールアドレス等の確認のため「電子契約利用申出書」をご提出いただきます。
7	「電子契約利用申出書」は、案件ごとに提出しなければならないのか？	「電子契約利用申出書」は1契約限りのもので、契約する案件ごとに提出していただくこととしています。
8	契約締結権限者は誰にしたら良いか？	各事業者様において、当該契約締結に係る決裁権を有している方をご記載ください。
9	担当者、契約締結権限者や使用するメールアドレスは案件ごとに変えても良いか？	案件ごとに変更いただいても差し支えありません。
10	メールアドレスが無い場合や、フリーアドレスしか持っていない場合はどうしたらよいか？	従来通り紙の契約書で契約締結をお願いいたします。
11	契約書確認依頼メールはどのアドレスから届くか？	契約書確認依頼メールの送信元アドレスはsupport@cloudsign.jpとなります。

12	契約締結前の契約書データのダウンロードは可能か？	契約書確認画面にてダウンロードは可能です。
13	電子署名はどうやって確認すればよいか？	電子署名の確認方法につきましては「【事業者様向け】クラウドサイン操作マニュアル」をご確認ください。
14	Adobe Acrobat Reader以外のPDFリーダーでも電子署名は確認できるか？	Adobe Acrobat Reader以外では確認できません。
15	契約締結後のPDFは印刷できるか？	印刷は可能ですが、印刷された紙には押印や電子署名は施されないことから、契約書の写しにしかありませんのでご了承ください。
16	締結後の契約書データの扱いはどのようにすればよいか？	電子署名が付与されたPDFファイルが契約書の原本となりますので、PDFファイルを適切な場所で保管してください。
17	過去の契約実績を証明するために、契約当事者双方が押印した契約書面を提出する場 合があるが、電子契約を利用した場合はどうしたらよいか？	クラウドサインのフリープランにご登録いただく必要がありますが、契約当事者双方 が同意したことをクラウドサインが証明する合意締結証明書のダウンロードが可能と なっています。 ●合意締結証明書について https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219 ●クラウドサインフリープランについて https://help.cloudsign.jp/ja/articles/354463 そのほかには、契約締結後のPDFの署名パネルをスクリーンショットで写していただ くことなどが考えられます。